

令和4年度群馬県家畜商講習会開催要綱

(講習会の目的)

第1 この講習会は家畜取引の公正を確保するため、新たに家畜商になろうとする者に、家畜取引の業務に必要な知識を修得させることを目的とする。

(開催期日)

第2 講習会の開催期日は、令和4年9月8日(木)から9日(金)までとする。

(開催場所)

第3 講習会の開催場所は、次のとおりとする。

前橋市元総社町335-8

群馬県市町村会館 502研修室

電話 027-290-1366

(講習会の課目・時間割)

第4 講習の課目・時間割は次により行うものとする。

月 日	始	終	時 間	課 目
第1日 9/8 (木)	9:00	9:10	10分	開講式
	9:10	12:10	3時間	家畜の取引に関する法令(家畜商法・家畜取引法等)
	13:00	15:00	2時間	家畜の品種及び特徴(中小家畜)
	15:00	17:00	2時間	家畜の悪へき、機能障害(中小家畜)
第2日 9/9 (金)	9:00	10:00	1時間	家畜の取引に関する法令(家畜伝染病予防法)
	10:00	12:00	2時間	家畜の疾病
	12:50	14:50	2時間	家畜の品種及び特徴(大家畜)
	14:50	16:50	2時間	家畜の悪へき、機能障害(大家畜)
	16:50	17:00	10分	閉講式

(受講願書)

第5 受講を希望する者は、必要事項を記入した「家畜商講習会受講願書(別記様式第1号)」に受講手数料(群馬県証紙3,200円)、「受講票」に本人の写真をそれぞれ貼付し、令和4年7月4日(月)から8月1日(月)(郵送の場合は同日までの消印のあるものを有効とする。簡易書留又は配達記録で送付すること。)までに住所地を所管する農業事務所農業振興課へ提出しなければならない。ただし、県外居住者が受講を希望する場合、願書及び受講票の提出先は県庁畜産課とする。

また、県内在住者で群馬県証紙以外の納入方法を希望する場合、受講手数料は群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。その場合は、受講願書に領収済証明書を貼付すること。

なお、納入した受講手数料は原則として返還しない。

1 提出先

(1) 中部農業事務所農業振興課

前橋市上細井町2142-1

電話 027-233-2011

- | | | | |
|-----|----------------------------------|----|--------------|
| (2) | 西部農業事務所農業振興課
高崎市台町4-3 | 電話 | 027-322-0539 |
| (3) | 吾妻農業事務所農業振興課
吾妻郡中之条町大字中之条町664 | 電話 | 0279-75-2311 |
| (4) | 利根沼田農業事務所農業振興課
沼田市薄根町4412 | 電話 | 0278-23-0188 |
| (5) | 東部農業事務所農業振興課
太田市西本町60-27 | 電話 | 0276-31-3824 |
| (6) | 群馬県庁農政部畜産課
前橋市大手町一丁目1-1 | 電話 | 027-226-3103 |

2 講習時間の特例措置

家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条第1項第1号の規定に該当する者（獣医師法第3条の規定による獣医師の免許を受けている者）及び同条第1項第2号の規定に該当する者（家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者）で家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書きの規定により講習時間の特例措置を受けようとする者は、「講習時間の特例措置適用申請書（別記様式第2号）」に獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付して提出するものとする。

（受講票）

第6 県は、家畜商講習会受講願書を収受したときは、受講票を作成し、出願者に交付するものとする。

（修了証明書の交付）

第7 第4の規定の講習課程を修了した者には、修了証明書を交付するものとする。

（受講者の心得）

第8 受講者は、次の各号を遵守するものとし、係員の指示に従わない者は退場を命ぜられることがある。

- 1 講習会を受講するときは、受講票を提示し、本人であることの確認を受けること。
- 2 講習中、係員の許可なく講習室を離れないこと。
- 3 私語、喫煙等他の受講者の迷惑となるような行為をしないこと。

（その他）

第9 この講習会は原則として隔年で開催する。

第10 この講習会に用いるテキストは、講習会の初日に講習会場受付において販売する。

第11 この講習会の受講願書は、畜産課のほか各農業事務所農業振興課、家畜保健衛生課に用意する。

（新型コロナウイルス感染症等への対応）

第12 今後の状況により、急遽、会場変更や講習会の中止をする場合がある。中止とした場合には、年度内に返還手続を行った場合に限り受講手数料を返還する。

第13 講習は十分な座席間隔を確保し、換気等を行った上で行う。

第14 受講者は講習当日まで感染予防に気を配り、手洗い、手指の消毒、検温等を行うなど体調管理に努め、講習中はマスクを着用すること。講習当日までに発熱や咳等が続いている場合、受講をご遠慮いただく場合がある。

家畜商講習会受講願書

令和 4年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住所

電話番号

ふりがな
氏名

生年月日

年 月 日

令和4年9月8日から9月9日までの2日間、家畜商法第4条の2に基づき開催される家畜商講習会を受講させてください。

■受講手数料の納入方法

該当する番号に○をつけてください。

1. 証紙

2. 払込書

※県内在住者で群馬県証紙以外の納入方法を希望する場合、又は県外居住者が受講を希望する場合、受講手数料を群馬県証紙に代えて払込書による納入ができます。

証紙又は領収済証明書貼付欄

別記様式第2号

講習時間の特例措置適用申請書

令和 4年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住所

電話番号

ふりがな

氏名

生年月日

年 月 日

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定により講習時間の特別措置を受けた
いので、家畜商法施行規則第4条第1号（第2号）に定める資格を有することを確認する
書類（獣医師免許証、家畜人工授精師免許証の写し）を添えて申請します。

記

家畜商法施行規則第4条第1号（第2号）に該当するため

令和4年度家畜商講習会受講票

受講番号 番

住 所

ふりがな
氏 名

(写 真)
願書提出日前
6か月以内に
撮影したもの
上半身無帽

4 × 3.6 cm

<注意>

- 1 本受講票に住所・氏名を記入して写真を貼付の上、願書とともに提出してください。
- 2 受講決定後に、県から受講番号を付与して交付（返送）します。
- 3 受講当日は、本受講票を持参し、受付で提示してください。
- 4 両日とも、開始時間の5分前までに受付を済ませてください。
- 5 受講中は、本受講票を机の上に出しておいてください。
- 6 筆記用具は、各自持参してください。
- 7 講習会修了証明書は、閉講式において、受講課目を全て修了した受講者に対し交付します。
- 8 その他不明な点等は、下記に問い合わせください。

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県農政部畜産課企画経営係

電話 027-226-3103

FAX 027-223-3095